

現代社会における伝統教団の社会的機能 — 社会との関係性の視点から —

鈴木晋怜

はじめに — 宗教と社会の二重規範 —

一九九九年三月、日本弁護士連合会は、「宗教トラブルの予防救済手引き」として後述するような「宗教的活動にかかる人権侵害についての判断基準」を公表した。これは、オウム真理教による地下鉄サリン事件、松本サリン事件をはじめとする深刻で広範な人権侵害や、靈感・靈視商法などの消費者被害事件のように、ある宗教団体や宗教的な活動をする組織が法の網の目をくぐつて急拡大し、このような事件を次々と起こす危険性を危惧した日弁連が、十年以上にわたる調査検討の上、自らの社会的責務として提言したものである。また、この判断基準は、制度化や立法化をめざすものではなく、あくまでも宗教家や宗教的活動を行っている人及び法曹（弁護士、検事、裁判官）、そして市民が、宗教や精神世界に関する諸活動に関連するトラブルや人権侵害事件に直面したときに、その対応を誤らないために、判断の基準を提案するものと謳われており、それは以下の項目からなる。

(二) 献金等勧誘活動について

(1) 献金等の勧誘にあたって、次の行為によって本人の自由意思を侵害していないか。

- (1) 先祖の因縁やあたり、あるいは病気・健康の不安を極度におおつて精神的混乱をもたらす。
- (2) 本人の意思に反して長時間にわたって勧誘する。
- (3) 多人数によりまたは閉鎖された場所で強く勧誘する。
- (4) 相当の考慮期間を認めず、即断即決を求める。

(2) 説得・勧誘の結果、献金等した場合、献金後間もない期間（たとえば1ヶ月）はその返金の要請に誠意をもつて応じているか。

(3) 一生を左右するような献金などをしてその団体の施設内で生活してきた者がその宗教団体等から離脱する場合においては、その団体は献金などをした者からの返金要請にできる限り誠実に応じているか。

(4) 一定額以上の献金者に対しては、その宗教団体等の財政報告をして、用途について報告しているか。

(5) お布施、献金、祈祷料等名目の如何を問わず、支払額が一定金額以上の場合には受取を証する書面を交付しているか。

(二) 信者の勧誘について

(1) 勧誘にあたって、宗教団体等の名称、基本的な教義、信者としての基本的任務（特に献金等や実践活動等）を明らかにしているか。

(2) 本人の自由意思を侵害する態様で不安感を極度におおつて、信者になるように長時間勧めたり、宗教的活動を強いて行わせることがないか。

(三) 信者及び職員の処遇

(1) 献身や出家など施設に泊まり込む信者・職員について

①本人と外部の親族や友人、知人との面会、電話、郵便による連絡は保障されているか。

②宗教団体等の施設から離れることを希望する者の意思は最大限尊重されるべきであるが、これを妨げていないか。

③信者が健康を害した場合、宗教団体等は事由の如何にかかわらず、外部の親族に速やかに連絡をとっているか。
④宗教団体やその関連の団体・企業などで働く者については、労働基準法や社会保険等の諸法規が遵守されているか。

(四) 未成年者、子どもへの配慮

(1) 宗教団体等は、親権者・法定保護者が反対している場合には、未成年者を長期間施設で共同生活させるような入信を差し控えているか。

(2) 親権者・法定保護者が、未成年者本人の意思に反して宗教団体等の施設内の共同生活を強制することはないか。

(3) 子どもが宗教団体等の施設内で共同生活する場合、親権者及びその宗教団体等は、学校教育法上の小中学校で教育を受けさせているか。また、高等教育への就学の機会を妨げていなか。

(4) 宗教団体等の施設内では、食事、衛生環境について我が国の標準的な水準を確保し、本人にとつて到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を確保するよう配慮されているか。

（『宗教トラブルの予防救済手引き——宗教的活動にかかる人権侵害についての判断基準』） 日本弁護士

この判断基準に対し、宗教界は強い反発を示した。教派神道連合会、神社本庁、全日本仏教界、日本キリスト教連合会、新日本宗教団体連合会の五団体でつくる日本宗教連盟は、打田文博事務局長名で次のようなコメントを発表した。「将来的な被害予防の観点に立った「宗教活動の指針」ととらえられ、基本的な宗教活動の問題にまで発展しかねず、危惧している。無用な社会混乱を招かぬよう慎重な取り扱いに心がけてほしい。」また『いつたん公表されれば、一人歩きしてしまい、宗教活動全般を規制することになりはしないか』という懸念を示している。(平成十一年三月三〇日 朝日新聞夕刊掲載記事より)

さらに判断基準をめぐって過日シンポジウムが開催された。「深刻化する宗教トラブルを問う — 反社会的な宗教的活動、その問題と対策を考える」と銘打たれたシンポジウムでは、パネルディスカッションが行われ、パネリストとして四名の宗教関係者(伝統仏教、キリスト教、新興宗教、宗教学)と判断基準作成側である日弁連消費者問題対策委員会の弁護士一名が参加し、それぞれの立場から、この判断基準に対する意見を述べた。

四名の宗教関係者の内、三名からはこの判断基準に対して懷疑的な、あるいは即刻撤回すべきというような強固な反対意見が提出された。その理由は概ね次のようなものである。

- (1) 反社会的活動として「判断基準」にあげられている行為は、通常多くの宗教において行われる可能性のあるものであり、これを基準とすれば、いかなる宗教に対しても恣意的に「反社会的」というレッテルを貼ることになる恐れがある。

現代社会における伝統教団の社会的機能

(2) 本来、宗教は世俗とは異なる世界観、価値観に立つものであり、その意味においてはいかなる宗教も「反社会的」である。この判断基準は、それを理解していかないために、世俗の常識的価値観によつて、宗教を処断しようとしている。

(3) この判断基準は宗教に対する偏見あるいは誤った先入観に基づいて設定されている。勧誘の仕方、信仰の深め方、修行のあり方等は、それぞれの教団で様々な方法があり、それをそのような偏見、先入観による一律の基準で判断するのは大いに疑問である。

(4) 「判断基準」にあげられている個別の行為は、必ずしも違法行為ではなく、多くの宗教団体で行われている行為である。従つて、全体的コンテキストから切り離された個別の行為を反社会性の判断基準とするのは誤りである。

当日、会場には、伝統教団、新宗教教団、宗教学者、ジャーナリスト、弁護士、一般消費者など、関係各方面から多くの参加者があり、パネルディスカッションの後、質疑応答がなされたが、教団関係者の発言とジャーナリスト、弁護士、一般消費者との発言の間にはこの問題についての決定的なスタンスの違いがあり、なかなか議論がかみ合わなかつた。宗教側は、宗教的な価値観を社会に対して主張し、社会の側は、社会的価値観を宗教に対して主張するという具合で、このある意味では不毛な議論は、図らずも宗教と社会の、双方の双方に対する無理解ぶりを露呈することになつた。

言うまでもなく近代社会は、憲法をはじめとする国家の法によつて維持されている。その仕組みの中では、宗教もまた国家の法律の枠内で活動していかなければならない。ジャーナリスト、弁護士、一般消費者の側は、当

然、その前提に立つて宗教を見る。しかし、宗教の側は、世俗の価値よりももつと高い価値を認め、究極的にはそれに従つて生きることを志向する。宗教が社会規範を構築し、宗教的価値観が社会の中心にあつた近代以前の社会とは異なり、近代社会においては、宗教的価値観と社会的価値観が必ずしも相即せず、二重規範として存在しているのではないだろうか。（そしてさらに、伝統教団においては、自身の内に原理と現実という二重規範をも内包している。）

世俗的価値観の支配下にある近代以後の社会において、宗教はどのような機能をもちうるのか。あるいはどのようなスタンスで社会と関わっていくべきなのか。こうした問題について改めて問い合わせてみる必要があるようと思われる。

社会における行動規範

人間の社会には、その社会の多くの構成員が共有し、承認している考え方、感じ方、信じ方があり、それがその社会において中心をなす価値観となつていて。また、人間の社会が一つのまとまりをもつた体系として維持され、機能していくためには、その社会の成員が準拠すべき行動規範が必要であり、そしてそれはその社会の中心的な価値観が反映されたものとなつていて。

ところで、こうした行動規範は、人間の社会だけにあるものではなく、動物や魚や昆虫の世界にも存在するものである。彼らには彼らの行動規範があり、それに従つて行動している。その点においては、人間も動物たちも同じである。しかし、彼らと我々人間とが決定的に異なるのは、彼らは、本能という生得的な能力によつてその種としての必然的な行動規範がプログラムされているのに対して、人間の場合は、もはやそうした本能というも

のが我々の行動のあり方を決定するような強制力を失つてしまつてゐるということである。我々人間は、本能に従つて生きてはいない。動物行動学者のポルトマンは次のように語つてゐる。

まずわれわれは、人間と動物では本能体制の意味が全く違う、という事実から出発する。動物では、あらゆる本質的な行動様式が、あの『本能』と呼ばれる生物学的な前提から規定されているのに対し、人間の場合では、最も本能的といわれる行動の部分、たとえばセックスの領域においてさえ、個人的な決定という、はるかに自由な選択にまかされている。こういった高度に本能的な領域さえも、個人によつて、また時によつて、極端に違つた行動様式があり、そのあいだに鋭い葛藤さえおこる可能性がある。これほど直接に種の保存に関係のないほどの生活領域では、この自由な決断という可能性はさらにいつそう大きい。(ポルトマン・A 高木正孝訳『人間はどこまで動物か—新しい人間像のために』 岩波新書 p. 八四)

彼が指摘しているように我々人間は、原理的には、本能ではなく、個人の自由な決断によつて、自分の行動様式を決定しているのである。

しかし、ここでいう個人の自由な決断とは、個人個人が自分勝手に自らの行動を決めているということではない。確かに原理的にはそれは可能であるが、現実的には、そうはならない。なぜならば、本能による種としての必然的な行動プログラムが壊れている人間が、もしそれぞれの個人の欲望のままに行動してしまつたら、それは一種のアノミー状態になり、社会は形成されないからである。人間が社会を必要とし、その中で生きてはいる以上、人間は個人としての欲望を調整し、社会を維持していくような行動規範あるいは価値観を形成しなければならな

いのである。

それでは、人間の場合、社会の行動規範あるいは中心的な価値観とは何によつて形成されるのであらうか。動物たちの本能に変わつて、我々の行動を規定している力とは何なのか。換言すれば、本能のままに生きることを拒否した人間が新たに自らの行動規範＝ルールのより所として構築したものは何かということである。

近代以前の社会においては、おそらくそれは宗教であつたと思われる。宗教は社会規範を構築し、社会の統合を強化し、またそれに行き詰まれば、宗教自身のもつエネルギーによつて社会を変革してきた。しかし、近代社会は、最早、宗教的価値観によつては支配されていない。

本能や宗教に代わつて我々の行動規範となり、個人の欲望を調整するものというと、まず考えられるのは理性である。しかし、現実場面での我々は、理性によつて生きてはいられない。理性は目的であつて現実ではない。いわば理性とは、欲望の反動形成として設定されたものであつて、理性もまた、欲望とは全く逆の意味において、我々を脅かすものである。従つて我々が現実を生きるためには、この理性もまた制御されなければならないのである。それでは、理性と欲望のあいだにあつてその両者を制御し、調整し、我々を現実的に行動させるものとは何であろうか。

それは、おそらく自我ではないかと思われる。我々は自我の力によつて社会を形成し、維持しているのである。本能という生得的な能力によつてプログラミングされた行動規範を喪失した人間、そして宗教という絶対的權威に服従することをも拒否した人間は、それらに代わつて、自我という新たな能力を獲得し、それによつて我々の行動規範をプログラミングするようになつたのである。

しかし、自我によつて形成された我々の行動規範は、本能によつて規定されている動物や絶対的權威によつて

規定されている宗教の規範とは違つて、決して必然的なものでもないし、自明なものでもない。あくまでもそれは欲望と理性の調整の結果として作られたものである。従つて、個々人の欲望のあり方が違えば、調整のされ方も違つてくるのであり、その結果も異なるのである。

我々の行動規範が自我によるものである限り、すべての人にとって普遍的な行動規範というものはあり得ない。すべての行動規範は、それを適用される社会の内部にそこから排斥される、あるいは社会の周縁に追いやられる人々を現出させる。現実社会の様々な不平等や差別あるいは抑圧は個々人の自我と社会（同種の自我をもつ個人の集合体）の行動規範との不適合から発するのである。現実社会の周縁に追いやられてしまった人々は、そうした状況の中で常に自己不全感を抱きながら生きていふことを強いられるのである。

そして、現代社会における宗教の役割を社会との関係性において考えるとき、それは、社会の中で自己不全感を抱きながら生きている人たちの自我を活性化させ、周縁に押しやられた状態から解放することにあると思われる。また、そういう状態にある人たちこそが切実に宗教を必要とするのである。

宗教と社会の三つの関係性

それでは、宗教はどうにしてそうした人たち、すなわち自らの自我と社会との行動規範の不適合に苦しんでいる人たちを解放しようとするのだろうか。それを社会との関係性という視点から見るならば次のような関係のもち方があるようと思われる。

まず一つは、自らの自我と社会の行動規範との不適合を現実社会において調停しようとするのをあきらめ、現実社会ではない世界を想定し、そこでの自己実現を希求する立場である。この場合、現実社会ではない世界での

自己実現を確かなものにするためには、絶対者にそれを約束してもらわなければならない。そしてその変わりに、自分は絶対者に帰依し、その絶対者が提示する行動規範に従つた現実社会での生活を送ることになる。たとえそれが、現実社会の行動規範に違背するものであつても、彼らのめざすところはあくまでも現実社会ではない世界での自己実現であるので、この世の行動規範はさほど意味をもたない。従つて彼らは、社会に対しても無関心な態度をとることになり、社会の側がその社会の行動規範に強制的に従わせようとした場合は、それを拒否し、結果的に社会からは孤立していく。このような宗教は非社会的宗教として位置づけることができよう。

次に、あくまでも自分の自我に固執し、それを現実社会の中でも貫こうとする立場がある。彼らは、当然、現実社会と衝突し、軋轢を招くが、非社会的宗教のように、現実社会における調停をあきらめることはせず、現実社会の中で自分たちの自己実現をめざす。具体的には、現実社会の中に、同信者による閉鎖的な独立世界をつくり、いわゆるミニ国家のような体制をとり、さらには、その自分たちの体制を拡張するために現実社会の中に進出し、それにとつて変わろうとする指向性をもつ。社会から見れば非常に危険な宗教ということになり、社会は徹底的にこれを弾圧しようとする。このような宗教は反社会的宗教として位置づけることができよう。

もう一つは、自分の自我は大事にしながらも、それを相対化することによって、現実社会における行動規範と自我との不適合を調停しようとする立場が考えられる。すなわち、個々の自我も社会の行動規範も、絶対的なものではなく、時代や時の権力のあり様によつて変化するものであるから、そのいずれにもこだわる必要がないとする立場である。これが特定の価値観を絶対視して、それに自らを適合させようとするから、そこからはじかれる人々を再生産し続けるのであって、そのどれにも同一化しなければ、どんな社会の中であつても自由でいられるというわけである。すなわちあらゆる価値や規範を相対化することによつて、その中に組み込まれること、あ

現代社会における伝統教団の社会的機能

るいはそこから排斥されることから解放される。そしてここで言う「あらゆる価値や規範を相対化する」ということは、それらを無意味なものとして無化するということではない。あらゆる価値や規範の意味を認めながら、しかし、そのいずれにも拘泥しないということである。従つて、このような宗教においては、その教義もまた明示的な規範をつくり得ない。なぜならば、規範といった形で教義内容を明文化し、それを絶対視することは、あらゆるもの相対化するという自らの立場を否定することになるからである。そしてこの立場こそが、現代社会において唯一、社会と共に存可能な宗教のあり方なのではないかと思われる。社会を無視するのでもなく、社会に反抗するわけでもない。社会の規範はそれとして認めながら、しかし、それを唯一のものとしてそれに同一化しようとはしない。そしてもちろん、自らの自我に対しても同様な態度をとるのである。このような宗教は共社会的宗教として位置づけることができる。

伝統教団と社会

では現代社会において我々伝統教団は社会とどのような関係性をもつているのであろうか。あるいは、どのようなスタンスで社会と関わっているのだろうか。

少なくとも伝統教団は、社会からは認知されている。特殊なまた突発的な事件は例外として、伝統教団と社会とが軋轢を起こすというようなことは希である。また、社会の規範を無視することもないし、それに反抗して自分たちの価値観を押しつけることもない。従つてその意味においては共社会的宗教であることには間違いはない。しかし、現代の伝統教団の共社会性が、前述の条件、すなわち社会的な規範や自我を徹底的に相対化することによつてもたらされているかというと、それは疑問である。なぜならば、まず、前述のように、もしあらゆる価

値を相対化していれば、その宗教は一つの宗団を形成することが原理的に不可能だからである。宗団を形成し、維持していくためには、その内部に構成員が準拠すべき規範が必要となり、それはあらゆる価値を相対化するという立場と矛盾することになる。

逆に、もし構成員が準拠すべき規範によつて宗団が形成、維持されていれば、その規範（あるいは規範を創りあげている宗教的価値観）に基づいた行動をとることが要請され、社会に対しても非社会的なスタンスをとるか、反社会的なスタンスをとるか、どちらかの態度をとらなければならない。なぜならば、宗教の存在意義が社会の中心的な価値観あるいは規範にはじかれ周縁に迫りやられた人々をその抑圧状態から解放することにあるとすれば、宗教の価値観あるいは規範は、社会のそれと同じにはなり得ないからである。

では、伝統教団はどのような理由で現代社会において共社会的宗教となり得ているのであろうか。

その理由として次の三点が考えられる。まず考えられることは、宗団のよつて立つ規範がもはや形骸化して内実を失つており、有名無実なものとなつているということである。一応明示的な規範はあるけれども、構成員はそれに従つて行動しておらず、結果的にその規範は相対化されたようなものとなる。しかし、この場合は、宗団の本來的あり方と実際のあり方が乖離することになり、構成員の言動は一貫性を欠き、常に自己の内に理念と現実という二重規範を抱えながら生きしていくことを余儀なくされる。

次に、その宗団は、社会的な問題に関わることを放棄し、社会では扱えないような領域のみに関与するという場合も考えられる。社会では扱えない領域とは、靈や魂の問題とか、死後の行方の問題とか、いわゆる形而上の領域である。この場合は、社会のことは社会に委ねるのであるから、社会とは共社会的な関係を保つことができるが、社会の中で苦悩している人をその宗教によつて救済することはできない。社会的苦悩や社会的問題に関

してはその宗教は無力となる。世俗と宗教との棲み分けが起こり、世俗的問題と宗教的問題は区別される。

さらには、その宗団の価値観あるいは規範が社会のそれに追随していくという場合がある。すなわちその時代時代の社会的規範を容認し、その価値観で宗団の規範を解釈し直していくというものである。この場合は、社会的規範の中に宗教的規範が包摂されることとなり、従って、社会とは共（親）社会的な関係を保つこととなる。社会的規範に適合して生きている人にとっては、その生き方の正当性を宗教によってさらに保証されることになり、従つて、多くの人から支持され、社会からも正統的な位置づけを与えられるが、社会からはじかれ、切実にその苦悩からの解放を求め、宗教を必要としている人にとっては、その宗団は何の力も持ち得ない。

そして、現代社会における多くの伝統教団の共社会性は、この三つの理由が重層的に働くことによつて保たれているように思われるのである。すなわち、現代社会における伝統教団の共社会性とは、社会におけるある特定の規範からはじかれた人を救済するために、あらゆる規範を相対化していくことによつて得られたものではなく、宗教的規範の空洞化、宗教的規範と社会的規範の分離化、そして宗教的規範への従属化によつてもたらされているように思われる。

現代社会において、伝統教団は、現実の社会を支持し、その規範に適合して生きている多くの人の正当性を保証するという意味においては、十分に社会的機能を果たしてると言えよう。しかし、それが宗教の機能として本来的なものであるかどうかは、敢えてここでは問わないことにする。

故其子曰：「吾父之子，其名何也？」

子曰：「汝勿疑也。」子曰：「吾子之子，其名何也？」子曰：「汝勿疑也。」

子曰：「汝勿疑也。」

子曰：「吾子之子，其名何也？」子曰：「汝勿疑也。」子曰：「吾子之子，其名何也？」子曰：「汝勿疑也。」

子曰：「吾子之子，其名何也？」子曰：「汝勿疑也。」子曰：「吾子之子，其名何也？」子曰：「汝勿疑也。」